

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学宿舎規程

平成16年4月1日

規程第 80 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）が本学に常時勤務する役員、職員及びその他学長が許可する者（以下「職員等」という。）に貸与する宿舎の設置並びに維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、職員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって本学の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(適用範囲及び他の規程との関係)

第2条 本学の宿舎の設置並びに維持及び管理については、法令及び諸規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿舎 職員等及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため本学が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。
- (2) 自動車の保管場所 前号に規定する工作物その他の施設のうち、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条第1号に規定する自動車の同条第3号に規定する保管場所として職員等に使用させるため本学が設置するものをいう。

(本学の宿舎及び棟並びにその所在地)

第4条 本学の所有する宿舎及び棟並びにその所在地は、次のとおりとする。

宿 舎	棟	所 在 地
大学宿舎	B棟	奈良県生駒市高山町8916-5
大学宿舎	C棟	奈良県生駒市高山町8916-5
大学宿舎	D棟	奈良県生駒市高山町8916-5

(本学の宿舎以外の宿舎に入居している者)

第5条 職員等で、前条以外の宿舎に入居している者については、特別の定めが

ない限り、当該宿舍の維持管理機関が定める貸与に関する規定に従うものとする。

(宿舍の設置並びに維持及び管理に関する責任者)

第6条 宿舍の設置並びに維持及び管理は、学長が行う。

(管理人の選定)

第7条 学長は、必要に応じて宿舍に管理人を置くことができる。

第2章 宿舍の設置

(設置の方法)

第8条 宿舍の設置は、建設、購入、交換、寄附及び借受の方法により行うものとする。

第3章 宿舍の維持及び管理

(宿舍を貸与する者の選定)

第9条 宿舍を貸与する者の選定に当たっては、その者の貸与を受ける必要事情等を考慮して、学長が選定するものとする。

(宿舍の貸与の申込み)

第10条 宿舍の貸与を希望する者は、貸与を受けたい旨の申請書を学長に提出しなければならない。

2 前項において、学長が宿舍の貸与を承認したときは、宿舍の貸与についての承認書を交付するものとする。

(同居の承認)

第11条 被貸与者(宿舍の貸与を受けた者及び第17条第1項の規定の適用を受ける同居者(以下「同居者」という。以下同じ。))は、その貸与を受けた宿舍に主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、あらかじめ、同居させようとする者の氏名、年齢及び職業並びに同居させようとする理由その他参考となるべき事項を記載した申請書を学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(入居期限)

第12条 宿舍貸与の承認を受けた者は、その宿舍貸与承認書に記載された入居日から10日以内に当該宿舍に入居しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、学長の承認を得てその入居期限を延期することができる。

- 2 学長は、宿舍貸与の承認を受けた者が前項の規定による入居期限までに当該宿舍に入居しないときは、その承認を取り消すことができる。

(自動車の保管場所)

- 第13条 宿舍に入居している者で、自動車の保管場所の貸与を希望するものは、貸与を受けたい旨の申請書を学長に提出しなければならない。
- 2 前項において、学長が自動車の保管場所の貸与を承認したときは、貸与についての承認書を交付するものとする。
 - 3 自動車の保有者は、宿舍の被貸与者又は同居者に限るものとする。

(宿舍の使用料)

- 第14条 宿舍の使用料(自動車の保管場所を含む。以下同じ。)は、月額によるものとし、その使用料については、別表第1に定める額とする。ただし、第4条に規定する宿舍以外の宿舍の使用料については、当該宿舍の維持管理機関が定める宿舍の使用料を適用するものとする。
- 2 月の中途において新たに宿舍の貸与を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の使用料は、日割りにより計算した額とする。
 - 3 宿舍の貸与を受けた者は、特別の定めがない限り、宿舍使用料を毎月その月末までに、本学に払い込まなければならない。ただし、労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づき本学と協定を結ぶ場合は、この限りでない。
 - 4 宿舍の貸与を受けた者が第17条第1項第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合、又は休職のため俸給を支給されなくなった場合においては、その者又はその同居者は、その該当することとなった日から同項又は同条第2項の規定による明渡期日までの期間の宿舍の使用料を、毎月その月末までに、本学に払い込まなければならない。
 - 5 前項の規定により同居者が払い込むべき宿舍の使用料に係る債務については、同居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。

(宿舍の使用上の義務)

- 第15条 被貸与者は、善良な管理者の注意をもってその貸与を受けた宿舍を使用しなければならない。
- 2 被貸与者は、その貸与を受けた宿舍の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は当該宿舍につき本学の承認を受けずに改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
 - 3 被貸与者は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舍を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りでない。
 - 4 被貸与者は、次の各号に示す行為をしてはならない。
 - (1) 学長の承認を得ていない者を同居させること。

- (2) 犬、猫、鶏等を飼育すること。
 - (3) 宿舎内での危険物の使用又は他の居住者に危険を及ぼすと思われる行為をすること。
 - (4) 騒音など他の居住者に迷惑を及ぼす行為又は共同生活の秩序をみだすおそれのある行為をすること。
 - (5) その他前各号に準ずる行為をすること。
- 5 被貸与者は、第1項から前項に示すもののほか、宿舎の使用について、本学の指示に反してはならない。
- 6 前条第5項の規定は、被貸与者（同居者に限る。）の第1項、第2項、第4項及び第5項の規定に違反したことに基因する債務並びに第3項の規定による原状回復又は損害賠償に係る債務について準用する。

(宿舎の修繕費等)

第16条 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰することのできない事由により、宿舎が損傷し、又は汚損した場合には、その修繕に要する費用は本学が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。

(宿舎の明渡し等)

第17条 宿舎の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その者（その者が第2号の規定に該当することとなった場合には、その該当することとなった時においてその者と同居していた者）は、その該当することとなった日から当該各号に定める期間内に当該宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、本学と協議の上、その該当することとなった日から本学の承認する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。

- (1) 本学の職員等でなくなったとき 20日
 - (2) 死亡したとき 20日
 - (3) 宿舎の貸与期間が満了したとき 期間満了の日
 - (4) 勤務場所の変更その他これらに類する事由により当該宿舎に居住する必要がなくなったとき 20日
 - (5) 本学において当該宿舎につき宿舎の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき 本学の指定した日
- 2 前項の規定により宿舎を明け渡さなければならない者が同項ただし書の規定により引き続き当該宿舎を使用しようとする場合には、同項本文に規定する期限までに、その理由その他参考となるべき事項を記載した宿舎明渡猶予申請書を学長に提出してその承認を受けなければならない。
- 3 宿舎の被貸与者は、本学が、第15条の規定に違反する事実でその宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものにつき、期限を附してその是正を要求した場合において、その期限までにその要求に従

わなかったときは、直ちに当該宿舎を明け渡さなければならない。

- 4 被貸与者が第1項及び前項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、その者は、別に定める明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に於ける損害賠償金を支払わなければならない。
- 5 第14条第5項の規定は、前項の規定により被貸与者（同居者に限る。）が支払うべき損害賠償金に係る債務について準用する。

（入居、明渡しの費用の負担）

第18条 宿舎の入居又は明渡しに要する費用は、被貸与者の負担とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

第4章 雑則

（宿舎の現況に関する記録）

第19条 学長は、その維持及び管理を行う宿舎の現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにしておかななければならない。

（施行に関する細目）

第20条 この規程の実施のための必要な手続その他その執行については、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

（宿舎の無償使用）

- 2 本学は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学成立の際、現に国及び国家公務員宿舎法（昭和24年5月30日法律第117号）の適用を受ける独立行政法人（以下「国等」という。）の職員の住居の用に供されている国家公務員宿舎のうち本学に出資を受けた宿舎を、国等の用に供するため、国等に無償で使用させることができる。

（経過措置）

- 3 この規程の施行の際、現に国家公務員宿舎法のそれぞれの各規定により承認を受けていた被貸与者は、この規定によるそれぞれの相当の規定によってなされた承認とみなす。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月23日から施行する。

別表第1（第14条関係） 宿舎の使用料

宿 舎	棟	使用料（自動車の保管場所 除く）	使用料（自動車の保管場 所）
大学宿舎	B棟	32,944円	4,987円
大学宿舎	C棟	16,686円	4,987円
大学宿舎	D棟	11,760円	4,987円